

寄附金運用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人お金をまわそう基金（以下「この法人」という。）の寄附金運用について定める。

(適用される寄附金)

第2条 この規程は、寄附金取扱規程第4条第3項に定める寄附金へ適用するものとする。

(運用の基本原則)

第3条 この法人の寄附金運用の基本原則は、以下のとおりとする。

- (1) 長期的な視点で価値を向上させるための運用を行う
- (2) 投機的取引は行わない

(投資の対象)

第4条 この法人の寄附金運用の投資対象は次のとおりとする。

- (1) 預貯金
- (2) 債券（国債、地方債、政府保証債を含む）
- (3) 投資信託

(運用計画)

第5条 この法人は、事業年度ごとに寄附金の運用計画書を作成する。

- 2 運用計画書は、投資する商品名、投資割合、目標運用利回り、想定されるリスクについて記載する。
- 3 運用計画書は、理事会の決議によるものとする。理事会では、必要に応じて投資運用の専門家を意見招請する。

(投資対象から除外)

第6条 個別の投資対象商品は、この法人の役職員が兼務する株式会社またはその他の営利事業を営む団体が販売するものは対象外とする。

(運用のモニター)

第7条 代表理事は半年に一回、次について運用経過のモニターを行う。

- (1) 全運用資産から生じた利子、分配金等の合計
- (2) 債券等の時価、及び信用格付け

(3) 投資信託の基準価額、純資産総額、トータルリターン

(理事会・評議員会への報告)

第 8 条 理事会は、運用の経過及び結果について少なくとも年に 1 回又は必要と認められた場合、代表理事から報告を受けるものとする。

2 評議員会は必要と認められた場合、寄附金運用の経過及び結果について代表理事から報告を受けるものとする。

(財産運用の責任者)

第 9 条 寄附金運用の責任者は、代表理事とする。

(運用報告)

第 10 条 この法人は、事業年度ごとに第 5 条で定める運用計画書、ならびに運用状況及び運用結果についてはウェブサイトで公表する。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条の公益認定を受けた日から施行する。